

羽村市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の目的を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、羽村市（以下「市」という。）、学校、学校の教職員及び保護者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに、市の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 羽村市立学校設置条例（昭和39年条例第18号）別表に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 地域住民 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内で事業を営む者をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所、その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われな

なければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、子どもの生命及び心身を保護し、子どもをいじめから確実に守るとともに、いじめの問題に関する子どもの理解を深め、子どもがいじめを行わず、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、東京都（以下「都」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 子どもは、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、地域住民及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、その保護する子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、当該子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに市、学校及び関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(羽村市いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、羽村市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(羽村市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 関係機関等の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、羽村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される羽村市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(2) 関係機関等の連携に関する事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(羽村市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、羽村市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

4 対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(羽村市いじめ問題調査委員会)

第13条 羽村市長（以下「市長」という。）は、法第30条第2項の規定による調査を行うため、市長の附属機関として、羽村市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の求めに応じ、法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査を行い、その結果を報告するものとする。

3 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(秘密保持義務)

第14条 協議会、対策委員会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(羽村市教育委員会いじめ問題調査委員会条例及び羽村市いじめ問題再調査委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 羽村市教育委員会いじめ問題調査委員会条例（令和2年条例第16号）

(2) 羽村市いじめ問題再調査委員会条例（令和2年条例第17号）

(羽村市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽村市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

教育委員会いじめ問題調査委員会委員	月額12,000円
いじめ問題再調査委員会委員	月額12,000円

」を「

教育委員会いじめ問題対策連絡協議会委員		月額9,000円
教育委員会いじめ問題 対策委員会委員	医師の資格を有する委員	月額24,000円
	その他の委員	月額12,000円
いじめ問題調査委員会 委員	医師の資格を有する委員	月額24,000円
	その他の委員	月額12,000円

」に改める。